

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和3年9月8日付け3京保第5874号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、乳幼児発達診査指導票に記載された審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の個人情報である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件個人情報のうち、乳幼児発達診査指導票に記載された「担当医師の氏名」について、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）及び第4号（行政運営情報）に該当するとして、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、担当医師の氏名について開示しないこと及びその理由に不服があるため、本件決定の取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、未成年者である本件児童の法定代理人として、令和3年8月10日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報に係る開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和3年8月24日付けで、条例第18条第2項の規定により、開示決定等の期間を令和3年9月9日まで延長した。

ウ 実施機関は、令和3年9月8日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

エ 審査請求人は、令和3年11月18日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

オ 実施機関は、令和4年1月27日付けで、当審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、医師の氏名を名乗ることを医師本人の意思に任せていると認めている。審査請求人が担当医師の氏名を把握しているのは、医師本人が審査請求人に当日口頭で伝えたものであり、医師本人から聞いたとするのが妥当である。そしてこれは、担当医師本人が相談者に自らの氏名を知らせてよい情報と判断したということでもある。仮に、相談者に自分の名前を知られることが、利益侵害や委縮、事業協力辞退につながるほどのものであると考えるならば、医師自ら名乗らないであろう。
以上のことから、本案件において、条例第14条第1項第1号及び第4号に該当するとする決定は不当である。
- (2) 仮に医師の氏名等を明かす行為が、「本件事業の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼす」ほどのものであれば、これは即刻禁止されるべき情報である。この場合、当日参加する相談者にも医師の氏名を明かさないうことへの理解を求めなければ、事業の存続自体が危ういことは容易に想像できる。それにも関わらず、要綱にも医師名を明かすことに関する明記はなく、現場でも禁止をしていない。
- (3) 福岡県が実施する専門医による診察のある他事業においても、医師と県職員の両方から、参加者に医師の氏名が伝えられた事実がある。また、審査請求人の参加した市の乳幼児健診や就学前の教育支援委員会でも当日の医師の氏名は、医師や市から参加者に伝えられた。このことから、担当医師の氏名は、情報として参加者に伝えられるのが通例であり、また本事業自体も他と比べ、氏名を明かせない程の特殊な事業とはいえない。
- (4) そもそも、担当医師の氏名は、開示請求者の既知に関わらず、条例第16条により、開示されるべき情報であると考えられる。しかし、仮に県の主張する「おそれ」があるとしても、本案件では、審査請求人は、担当医師の氏名を開示請求書に明記しており、担当医師の氏名を知っていることは明らかな事実である。このことから、本案件での担当医師の氏名の開示は、県が担当医師の氏名を開示したことによって請求人が知る情報には当たらないため、処分庁の主張する不開示理由は成立しない。
- (5) 審査請求人の発言記録からもわかるとおり、審査請求人の開示請求の目的は、将来、子供に役立つかもしれないことや次の診断のヒントとして、県が保存しているうちに請求しているものであり、当時の説明や継続診療を求めるものではないことを何度も説明している。このような経過にも拘わらず、「当時の診断

結果についての具体的な説明」、「対象児童の継続的な診療等を求める」といったおそれがあるとする実施機関の決定は、不当なものである。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、次のとおりである。

- (1) 乳幼児発達診査事業は、福岡県乳幼児発達診査実施要領に基づき、出生等の状況から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動発達面において障がいを招来するおそれのある児童（以下「対象児童」という。）を早期に把握するとともに、保健・医療・福祉の連携を図りながら、対象児童の健全な発達を促進することを目的として、9つの保健福祉（環境）事務所（以下「保健所」という。）で実施する事業である。

本件事業は、対象児童が発達の遅れを取り戻すまで継続的に実施する事業ではなく、数回の経過観察・訓練により処遇を見極める事業として実施しているものであり、保健所は、発達診査の結果、更に精密な診査が必要な場合又は障がい認められた場合は、対象児童に対し専門機関の受診を勧めるほか、市町村及び地域医師会等関係機関と連携することで、対象児童への支援を行っている。

このように、本件事業は、一般的な医療機関における医師の診察とは性格を異にするものであり、対象児童の診察を担当する医師は、上記の事業の趣旨を踏まえ、診察時の対象児童の発達状況について、医学的な見地から専門機関への受診や療育施設紹介等の必要性を判断するにとどまるものである。

この場合において、医師の氏名を開示すると、開示請求者等が、本件事業の趣旨に必ずしも沿わない形で、当該医師に対して、当時の診察結果についての具体的な説明や、当該結果を基に対象児童の継続的な診療等を求めることなどが想定される。このことは、当該医師が本件事業とは関係ないところで予期せぬ対応に迫られ、本来勤務する医療機関での業務に支障を及ぼすおそれがあり、当該医師の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、担当医師の氏名は条例第14条第1項第1号に該当するものである。

- (2) 本件事業において担当医師の氏名は、広く住民に周知しているものではなく、名札の着用、会場内での氏名の掲示はしていない。また、担当医師の業務には、医療機関から派遣された複数名の医師が交代で毎回1名従事しており、本件児童は医師による診察を1度しか受けていない。このことから、審査請求人が開示請求書に具体的な担当医師の所属及び氏名を記載していたとしても、審査請求人が担当医師の氏名を当然に知っている立場にあることを裏付ける事実があ

るとは認められない。

- (3) 医療機関等から派遣され本件事業に従事する医師は、本来勤務する医療機関等においては、患者との合意に基づき、診察結果や治療方針を説明し、納得を得ながら治療を行っている。しかし本件事業は、市町村が実施する乳幼児健康診査等で把握された対象児童に診察や訓練を行い、処遇を判断するためのものである。その関わりは、診察等による判定のみの場合は概ね1回、経過観察や訓練を実施する場合でも数回であり、医療機関等における患者との関係のあり方とは異なっている。このため、相談者との認識の食い違い等から誤解や不信感、感情的な反発が生じた場合でも、医療機関等における診察等とは異なり、相談者との関係を修復する機会を持つことは難しい。このような関係性の下で行っている事業のため、医師は開示請求があった場合に、自らの氏名が相談者に開示されることを想定せずに本件事業に携わっている。

こうした中で、開示請求者に対し、自らの氏名が開示された場合、医師等は本来勤務している医療機関等での業務に支障が出るのではないかと不安になり、本件事業への協力を辞退するおそれがある。医師等が所属する医療機関等は、派遣する医師等の業務に支障が生じたり、従事するに当たり、不安を抱くような本件事業には、医師を派遣しなくなるおそれがある。このような事態になった場合、本件事業の実施体制を確保できず、地域における相談の場が機能しなくなり、当該地域においては、大きな損失である。

このため、本件事業に携わる医師等の氏名を開示することは、本件事業に関わる関係機関等の協力関係が著しく損なわれ、本件事業の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、担当医師の氏名は条例第14条第1項第4号に該当する。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

ア 乳幼児発達診査事業について

乳幼児発達診査事業（以下「本件事業」という。）は、福岡県乳幼児発達診査事業実施要領（平成9年5月9日9保対母第16号保健環境部長通知）に基づき、障がい児には該当しないが精神・運動発達面に問題がある児童又はそのおそれのある児童を早期に把握するとともに、保健・医療・福祉の連携を図りながら、対象児童の健全な発達を促進することを目的として、9つの保健所で実施されている。

保健所は、市町村が実施する乳幼児健康診査、家庭訪問等で対象児童の可

能性がある児童が発見された場合、対象児童であるか否かを把握するために、専門医師による診察、心理判定員による判定等を行い、必要と認められる児童については、専門スタッフ（専門医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士）等による発達の訓練・指導（以下「発達診査」と総称する。）を行うこととされており、発達診査の結果、更に精密な診査が必要な場合又は障がいと認められた場合は、当該対象児童に対し、専門機関の受診を勧めることとされている。

このように、本件事業は、診察等による判定のみの場合は概ね1回、経過観察・訓練が必要であると認められる場合であっても数回の関わりの中で処遇を見極めるものであり、対象児童が発達の遅れを取り戻すまで継続的に実施するものではない。

イ 本件個人情報の内容について

本件個人情報は、実施機関が令和元年11月8日に本件児童に対して発達診査を行った際に作成した乳幼児発達診査指導票（以下「指導票」という）に記載された本件児童の個人情報である。

指導票には、診察年月日、本件児童、父及び母の氏名並びに年齢、住所、本件児童の出生時の状況、審査請求人からの相談内容、本件児童の身体発育値、医師による所見、判定並びに担当医師の氏名が記載されている。

実施機関は、指導票に記載された本件個人情報のうち、担当医師の氏名を不開示、その余の部分を開示と判断した。

(2) 条例第14条第1項第4号（行政運営情報）該当性について

実施機関は、本件個人情報のうち、担当医師の氏名を開示した場合、乳幼児発達診査事業の実施体制を確保できず、地域における相談の場が機能しなくなり、当該地域において大きな損失であると説明しているため、県全体の公益性の観点から、まず第14条第1項第4号の該当性について検討する。

ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第4号は、県の機関又は国、独立行政法人など、他の地方公共団体若しくは独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から不開示情報としての要件を定めたものである。

県の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することにより、その公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難であるため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含むことが容易に想定されるものを

イからホまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ものとして包括的に規定しているものである。

したがって、開示することによる支障は、例示的に掲げたものに限定されるものではなく、これらの事務又は事業以外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある限り不開示となる。

なお、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

イ 該当性の判断

(ア) 本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第4号に該当するとして不開示とした「担当医師の氏名」が本号に該当するか否かについて、以下判断する。

(イ) 前述の6(1)のとおり、本件事業は、診察等の判定のみの場合は概ね1回、経過観察・訓練が必要であると認められる場合であっても数回の関わりの中で対象児童の処遇を見極めることが目的であり、対象児童の発達の遅れを取り戻すまで継続的に実施するものではない。したがって、発達診査対象児童の今後の処遇を見極めるための判断の機会にとどまる。発達診査の結果、更に精密な診査が必要な場合又は障がい認められた場合であっても、医師等はそれ以上の発達診査を行うことなく、専門機関の受診を勧めるという対応をしている。

通常医療機関における診察においては、相互に信頼、協力関係にある医師及び患者の合意を基礎として、医師が患者に対し、診察結果、治療方針等を説明し、患者の納得を得ながら疾患等の回復に向けて治療を行っていくことが一般的であり、診察に対する問合せや苦情等にも対応することとなる。

しかし、本件事業における発達診査は、あくまで対象児童の今後の処遇を判断するためのものであり、通常診察とは趣旨又は目的を異にしていることから、医師等と相談者との関係も通常治療のための関係とは異なっており、発達診査の結果に対する問合せや苦情等への対応を想定したものではないと認められる。

- (ウ) このような両者の関係性の中で、開示請求者に対し、担当医師の氏名を開示することが前提となれば、医師が判定に不満を持った相談者等からの苦情等により、本来勤務している医療機関等での業務に支障が出るのではないかとの懸念から、本件事業への協力を辞退するおそれがあるほか、医師が所属する医療機関等においても、派遣する医師の業務に支障が生じることにより、医療機関の本来の業務に影響を及ぼすおそれのある本件事業には、医師を派遣しなくなるおそれがあると認められ、本号に該当する。
- (エ) この点について、審査請求人は担当医師本人が相談者に自らの氏名を知らせてよい情報と判断したものであり、実施機関においても要綱で医師名を明かすことに関する明記はなく、現場でも禁止をしていない。また、県の実施する専門医による診察のある他事業や審査請求人の参加した市の乳幼児発達検診、就学前の教育支援委員会でも、医師や自治体職員から医師名を伝えられていることから、担当者の氏名は参加者に伝えられるのが通例であり、本件事案も他と比べ、氏名を明かせない程の特殊な事業とはいえないと主張している。
- (オ) 確かに審査請求人の主張するとおり、担当医師は発達診査の当日に相談者から名前を尋ねられれば、口頭により名乗ることもあると考えられるものの、担当医師自らが名前を名乗るのは、発達診査という限られた診察時間にあっても相談者の緊張を緩和し、又は相談者との円満な関係性の確保、維持に寄与することで、少しでも当該発達診査を円滑に進めようとする意図から行われるものであって、規則などでその開示を一律に禁止できるような性質のものではなく、また、担当医師がその時点において、相談者からその開示を請求されることを想定しているものでもない。
- (カ) そもそも、担当医師が口頭で自らの氏名を伝えることと条例に基づき開示することは、その趣旨、目的及び方法が異なるものであり、開示請求書に担当医師の氏名が記載され、仮にそれが正しい情報であったとしても、その事実をもって開示することが妥当であるとは認められない。
- (キ) したがって、本件不開示情報が本号に該当するとして、実施機関が不開示とした決定は妥当である。

なお、実施機関は、条例第14条第1項第1号にも該当すると説明しているが、当審議会は、上述のとおり、第4号に該当すると判断しているので、第1号該当性については、判断しない。

(2) 条例第16条（裁量的開示）該当性について

ア 本条の趣旨

本条は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる場合があることを定めたものである。

条例第14条第1項各号（第8号を除く。）の不開示情報に該当する場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要であると認めるときは、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することができる。ただし、第8号の情報（法令秘情報）は、法令等により開示することが禁止されているため、裁量的開示の対象からは除外されることとなる。

本条により開示しようとする情報に第三者に関する個人情報が含まれる場合は、条例第21条第2項（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の規定により、当該第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。

イ 該当性の判断

- (ア) 本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第1号及び第4号に該当するとして不開示とした「担当医師の氏名」が本条に該当するか否かについて、以下判断する。
- (イ) 審査請求人は、そもそも、担当医師の氏名は開示請求者の既知に関わらず、本条により、開示されるべき情報であると主張する。
- (ウ) 裁量的開示は、実施機関が条例第14条第1項各号の不開示情報に該当する場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要であると認める場合に、実施機関の高度の行政的な判断により、担当医師の氏名を開示することができるのであって、その判断は、裁量の範囲を逸脱しない限りは基本的に実施機関に委ねられるものである。本件の場合、担当医師の氏名を開示することにより個人の権利利益を保護することが特に必要であると認められる事情も見受けられず、実施機関が裁量的開示をしなかったとしても、裁量の範囲を逸脱しているとはいえない。
- (エ) したがって、本件不開示情報が条例第14条第1項第1号及び第4号に該当するとして、実施機関が不開示とした決定は妥当である。

以上の理由により、「**1 審議会の結論**」のとおり判断する。